

忘れないうちに復習しよう！今3月決算の 有価証券報告書の作成ポイント

2015年 7 月 8 日

新日本有限責任監査法人
第1事業部マネージャー
公認会計士 中込 一摩

本日の内容

- ▶ 1. 新会計基準の適用時期及び開発動向
- ▶ 2. 改正退職給付会計基準のポイント
 - ▶ 2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等
 - ▶ 2-2. 退職給付債務の計算等
- ▶ 3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)
- ▶ 4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計

1. 新会計基準の適用時期及び開発動向



1. 新会計基準の適用時期及び開発動向

▶ 主な新会計基準等

(原則適用)

- ▶ 「退職給付に関する会計基準」の改正(退職給付債務の計算等)
- ▶ 実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

(早期適用可能)

- ▶ 「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の会計基準等の改正
- ▶ 企業結合に関する会計基準等の改正に伴う実務指針の改正

1. 新会計基準の適用時期及び開発動向

▶ その他の会計基準等

- ▶ 実務対応報告第18号「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
- ▶ 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」
- ▶ 企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等
- ▶ 実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱い」
- ▶ 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」等の見直し(15年5月公開草案)

2. 改正退職給付会計基準のポイント



2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等 - H27/3決算における対応 -

- ▶ 未認識項目自体は前期末において連結B/Sに計上されている
(原則適用の場合)
- ▶ 未認識項目の組替調整
 - ▶ 前期末で即時認識した未認識項目について、P/L上の遅延認識(費用処理)に対応し、その他の包括利益累計額の組替調整が必要
- ▶ 当期発生した未認識項目の取扱い
 - ▶ 当期末で発生した未認識数理計算上の差異、制度変更により生じた未認識過去勤務費用も、その他の包括利益として計上される
- ▶ 注記上の取扱い
 - ▶ 「退職給付に係る調整額」についても包括利益計算書の組替調整額・税効果額の注記、退職給付関係の注記が必要

2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等 - 連結と個別の処理の違い (1/4) -

▶ 未認識項目の組替調整

- ▶ 前期末で連結上即時認識した未認識項目について、個別P/L上の遅延認識(費用処理)に対応し、連結上包括利益の組替調整が必要

	個別財務諸表	連結財務諸表
貸借対照表上の取扱い	遅延認識	即時認識
損益計算書上の取扱い	遅延認識 ⇒規則的に費用処理	遅延認識 ⇒規則的に費用処理

- ▶ 未認識項目の当期発生額は連結B/S上、即時認識
- ▶ P/L上は連単ともに遅延認識。一度連結包括利益計算書に計上した未認識項目を、翌期以降、費用処理する際に、連結損益計算書上の当期純利益に含まれる費用として計上する
- ▶ その際に、税効果を調整の上、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う

2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等 - 連結と個別の処理の違い (2/4) -

▶ 設例

- ▶ X1年度末において、A社の退職給付債務は2,000、年金資産は1,400、未認識数理計算上の差異(不利差異)は200である
⇒X1年度 退職給付引当金 $= 2,000 - 1,400 - 200 = 400$
⇒X1年度 退職給付に係る負債 $= 2,000 - 1,400 = 600$
- ▶ 未認識数理計算上の差異200はX1年度に生じたものであり、翌年度から2年間で定額法により費用処理される
⇒連結損益計算書は当該費用処理のみ発生しているものとする
- ▶ X2年度、X3年度では新たに数理計算上の差異は発生しておらず、退職給付債務、年金資産の金額はX1年度末と同額である
- ▶ 簡便化のため税効果は考慮しない

2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等 - 連結と個別の処理の違い (3/4) -

個別財務諸表

X1年度	X2年度	X3年度
仕訳なし	退職給付費用100 /退職給付引当金 100	退職給付費用100 /退職給付引当金 100
利益剰余金 (△) 400 退職給付 引当金 400	利益剰余金 (△) 500 退職給付 引当金 500	利益剰余金 (△) 600 退職給付 引当金 600

連結財務諸表

X1年度	X2年度	X3年度
退職給付に係る調整額200 /退職給付に係る負債200	退職給付費用100 /退職給付に係る調整額100	退職給付費用100 /退職給付に係る調整額 100
退職給付に係る 調整累計額 (△) 200 利益剰余金 (△) 400	退職給付に係る 調整累計額 (△) 100 利益剰余金 (△) 500	利益剰余金 (△) 600
退職給付に 係る負債 600	退職給付に 係る負債 600	退職給付に 係る負債 600

組替調整

2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等 - 連結と個別の処理の違い (4/4) -

包括利益計算書

	組替調整		
	X1年度	X2年度	X3年度
少数株主損益調整前当期純利益	0	△100	△100
その他の包括利益			
退職給付に係る調整額	(△200)	100	100
包括利益	(△200)	0	0

- ▶ なお、適用初年度(X1年度)において、改正基準の適用に伴って未認識項目をオンバランスする際には、退職給付に係る調整額(その他の包括利益)を通さず、直接、その他の包括利益累計額に計上しているため、包括利益計算書には計上されていない

2-1. 未認識項目の包括利益計算書上の表示等

- 当期における注記 -

- ▶ その他の包括利益の内訳項目別の注記(組替調整額・当期発生額の注記)として、「その他の包括利益」についても開示

注記項目	集計される金額
当期発生額	未認識項目の発生額 (*) ▶ 数理計算上の差異の発生額 (期末の見積りと実績の差額など) ▶ 過去勤務費用の発生額 (制度変更による退職給付債務の変動額)
組替調整額	未認識項目の費用処理額 ▶ 退職給付に係る調整累計額から退職給付費用へと振り替えられた金額 (会計基準変更時差異の費用処理額を含む。)

(*)当期中に費用処理されたものを含まない

- ▶ 退職給付関係の注記 「退職給付に係る調整額」

2-2. 退職給付債務の計算等

- 主な改正内容 -

- ▶ 退職給付債務等の計算方法に係る主な改正
 - ▶ 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し
 - ▶ 期間定額基準と給付算定式基準の選択適用
 - ▶ 割引率の見直し
 - ▶ 退職給付支払ごとの支払見込期間を反映
 - ▶ 予想される昇給等を含める
- ▶ 適用初年度については、会計方針の変更の影響額を期首の利益剰余金に加減して計上
- ▶ 会計方針の変更に関する注記

2-2. 退職給付債務の計算等

- 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し-

- ▶ 2つの方法からの選択適用
 - ▶ 期間定額基準
 - ▶ 給付算定式基準
 - ▶ いったん採用した方法は、原則として、継続して適用
 - ▶ 適用した方法は、重要な会計方針へ記載する
- ▶ 期間定額基準
 - ▶ 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする
- ▶ 給付算定式基準
 - ▶ 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする

2-2. 退職給付債務の計算等

- 割引率の見直し -

▶ 割引率の算定方法

- ▶ 単一の加重平均割引率
- ▶ 複数の割引率

▶ 具体的な算定方法

- ▶ 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」

(公益社団法人日本年金数理人会・公益社団法人日本アクチュアリー会)

単一の加重平均割引率	イールドカーブ等価アプローチ
	デュレーションアプローチ
	加重平均期間アプローチ
複数の割引率	イールドカーブ直接アプローチ

2-2. 退職給付債務の計算等

- 株主資本等変動計算書への記載-

- ▶ 適用初年度における株主資本等変動計算書の記載
 - ▶ 当期首残高の次に、
「会計方針の変更による累積的影響額」として行を追加
 - ▶ 変更後の期首残高を、
「会計方針の変更を反映した当期首残高」として表示

	株主資本										純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	△ × × ×	× × ×	× × ×
会計方針の変更による累積的影響額							△ × × ×	△ × × ×		△ × × ×	△ × × ×
会計方針の変更を反映した当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	△ × × ×	× × ×	× × ×
当期変動額											
.....											× × ×
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	—	× × ×	× × ×	—	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	△ × × ×	× × ×	× × ×

2-2. 退職給付債務の計算等 - (退職給付関係)の注記 -

- ▶ 適用初年度における(退職給付関係)の注記
「退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表」
における期首残高の表示方法

以下の二つの方法が考えられる

- ▶ ①株主資本等変動計算書の表示に準じて記載する方法

退職給付債務の期首残高	XXX
会計方針の変更による累積的影響額	XXX
会計方針の変更を反映した期首残高	XXX

- ▶ ②退職給付債務の期首残高に含めて表示する方法
(その旨を欄外に記載)

2-2. 退職給付債務の計算等 - 会計方針の変更 -

▶ 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更(注記例)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を・・・変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が×××百万円増加し、利益剰余金が×××百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ×××百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)



3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- 会計基準等(ASBJ) -

平成25年9月13日、企業会計基準委員会(ASBJ)

「企業結合に関する会計基準」及び関連する以下の会計基準等の改正を公表

- ▶ 連結財務諸表に関する会計基準
- ▶ 事業分離等に関する会計基準
- ▶ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
- ▶ 株主資本等変動計算書に関する会計基準
- ▶ 包括利益の表示に関する会計基準
- ▶ 1株当たり当期純利益に関する会計基準
- ▶ 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
- ▶ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針
- ▶ 株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針
- ▶ 1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- 会計制度委員会報告等(日本公認会計士協会) -

平成26年2月24日に、日本公認会計士協会

企業結合会計基準等の改正に対応、会計制度委員会報告等の改正を公表

- ▶ 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
- ▶ 連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針
- ▶ 連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針
- ▶ 株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針
- ▶ 連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針
- ▶ 持分法会計に関する実務指針
- ▶ 金融商品会計に関するQ&A
- ▶ 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- 財務諸表等規則等(内閣府令) -

企業結合会計基準等の改正を受け、平成26年3月28日に、
財務諸表等規則等が改正(表示・開示の改正)

- ▶ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ▶ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ▶ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ▶ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ▶ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ▶ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ▶ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)など、上記財規等の各ガイドライン(「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について、を除く。)
- ▶ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- 適用時期 (1/2) -

▶ 原則適用

- ▶ 平成27年4月1日以後開始する連結会計年度(事業年度)の期首から
- ▶ 暫定的な会計処理の確定の取扱いは、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度(事業年度)の期首以後実施される企業結合から

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- 適用時期 (2/2) -

▶ 早期適用

改正項目	適用時期
①取得関連費用の取扱い	▶ ①～③を同時に適用する場合のみ、早期適用可。→平成26年4月1日以後開始する連結会計年度（事業年度）の期首から ▶ ②暫定的な会計処理の確定の取扱いは、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度（事業年度）の期首以後実施される企業結合から
②暫定的な会計処理の確定の取扱い	
③非支配株主との取引の会計処理	
④表示	▶ 早期適用不可

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- ④表示 (1/2) -

※表示に関する改正は、早期適用不可

→平成27年4月1日以後開始する連結会計年度(事業年度)の期首から

▶ 変更点

改正前	改正後
少数株主持分	非支配株主持分
少数株主損益調整前当期純利益	当期純利益
少数株主損益	非支配株主に帰属する当期純利益
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益

1株当たり当期純利益は従来と同様に、「親会社株主に帰属する当期純利益」から算定されることになる。

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- ④表示 (2/2) -

▶ 2 計算書方式の例

- ▶ 「当期純利益」に「非支配株主に帰属する当期純利益」を加減して「親会社株主に帰属する当期純利益」を表示する

改正前			改正後		
<連結損益計算書>			<連結損益計算書>		
税金等調整前当期純利益		3,700	税金等調整前当期純利益		3,700
法人税、住民税及び事業税	1,450		法人税、住民税及び事業税	1,450	
法人税等調整額	△50	1,400	法人税等調整額	△50	1,400
少数株主損益調整前当期純利益		2,300	当期純利益		2,300
少数株主利益		600	非支配株主に帰属する当期純利益		600
当期純利益		1,700	親会社株主に帰属する当期純利益		1,700
<連結包括利益計算書>			<連結包括利益計算書>		
少数株主損益調整前当期純利益		2,300	当期純利益		2,300
その他の包括利益		△300	その他の包括利益		△300
包括利益		2,000	包括利益		2,000
(内訳)			(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		1,500	親会社株主に係る包括利益		1,500
少数株主に係る包括利益		500	非支配株主に係る包括利益		500

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- ①取得関連費用の取扱い -

▶ 変更点

改正前	改正後
取得原価に含める	発生年度の費用として処理する(*)

(*)個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、従来と同様、金融商品に関する会計基準に従う

▶ 数値例

前提:取得対価1,000、取得関連費用300

ケース		改正前	改正後
子会社株式取得の場合	個別	1,000+300	1,000+300
	連結	1,000+300	1,000 *
個別財務諸表上の企業結合 (合併、事業譲受、会社分割 等による事業の受入)の場合	個別	1,000+300	1,000 *
	連結	1,000+300	1,000 *

(*)取得関連費用300は、改正前は取得原価に含まれてのれんとして計上されていたが、改正後は発生時に費用処理される

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- ②暫定的な会計処理の確定の取扱い -

- ▶ 暫定的な会計処理の確定とは
 - ▶ 取得と判断された企業結合では、識別可能資産・負債を特定し、それらに対して取得原価を配分する作業が必要
 - ▶ 配分する作業は、企業結合日以後1年以内に完了させる
 - ▶ 完了前の決算では入手可能な合理的な情報等に基づき、「暫定的な会計処理」を行う
 - ▶ 追加的に入手した情報等に基づいて最終的に配分額を確定

改正前	改正後
▶ 企業結合年度の翌年度に確定したときは、確定した年度において「のれん」を修正し、特別損益として処理	▶ 企業結合年度の翌年度に確定したときは、比較情報となる企業結合年度の財務諸表に影響を反映

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- ③非支配株主との取引の会計処理(1/2) -

▶ 変更点

- ▶ 子会社に対する支配が継続している場合の、非支配株主(少数株主)との取引による、追加取得・一部売却における対価と親会社持分との差額の取扱い

	改正前	改正後
差額の取扱い	追加取得の場合の差額は「のれん」又は「負ののれん」として計上し、一部売却の場合の差額は「売却損益」にて計上する	追加取得、一部売却における対価と親会社持分との差額を「資本剰余金」とする(関連する法人税等を控除後) また、非支配株主(少数株主)との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額について注記開示
のれんの取扱い	一部売却の場合、親会社の持分の減少に対応するのれんの未償却額を減額する	一部売却の場合、のれんの未償却額は減額しない

3. 改正企業結合会計基準のポイント(早期適用)

- ③非支配株主との取引の会計処理(2/2) -

▶ 関連する論点

- ▶ 資本剰余金が負の値になる場合
- ▶ 一部売却後ののれん償却額の非支配株主(少数株主)への負担
- ▶ 追加取得又は一部売却後支配を喪失する場合
 - ▶ 関連会社になった場合ののれんの減額方法
 - ▶ 追加取得又は一部売却より生じた資本剰余金の取扱い
- ▶ 追加取得又は一部売却のキャッシュ・フロー表示区分(投資活動⇒財務活動)

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計



4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計

(平成27年度税制改正の法人課税の趣旨)

- ▶ 「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」
⇒ 成長志向に重点 「稼ぐ力」のある企業等の税負担軽減

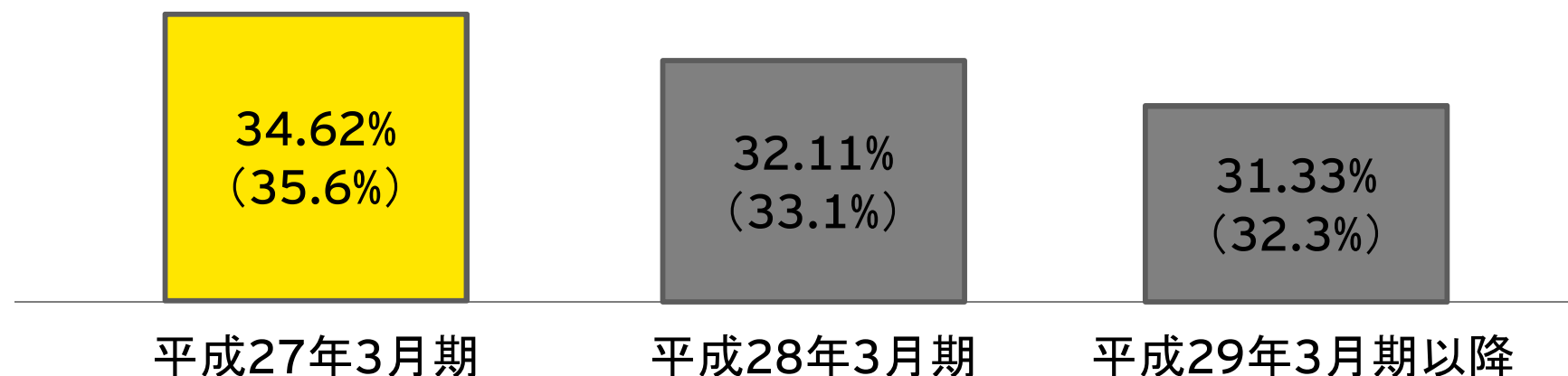
(主な改正内容)

- ▶ ① 法人税、事業税の税率の引下げ
- ▶ ② 繰越欠損金の繰越控除割合の引下げ(課税ベースの拡大)
- ▶ ③ 受取配当金の益金不算入制度の見直し(課税ベースの拡大)

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計

- ①税率の引下げ -

▶ 適用される税率(標準税率・3月決算のケース)



$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + (\text{事業税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率})}{1 + (\text{事業税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率})}$$

- ▶ 当期の税率差異の注記は、当期の法定実効税率がベースとなる点に留意する
- ▶ 標準税率と超過税率の差異の部分に係る取扱い
(東京都(外形標準課税法人)の例)

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計 - 税率変更に係る会計上の取扱い(1/2) -

▶ 影響額の会計処理

	連結	個別
原則的取扱い (通常の税効果)	税率変更による修正差額を「法人税等調整額」に加減する(税効果基準注解(注7)本文)	
その他の包括利益累計額 (個別上は評価・換算差額等)	税率変更による修正差額を、その他の包括利益に表示する	税率変更による修正差額を、評価・換算差額等に直接加減する(税効果基準注解(注7)ただし書)
土地再評価差額金	同上(土地再評価差額金Q&A Q4参照)	
連結上の評価差額 (子会社の当初連結時の資産・負債の時価評価による税効果)	税率変更による修正差額は、評価差額の修正ではなく、法人税等調整額に計上する(連結税効果実務指針25項)	N/A

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計 - 税率変更に係る会計上の取扱い (2/2) -

- ▶ 税率の変更により繰延税金資産(負債)の金額が修正されたときは、その旨及び影響額を注記する必要がある(税効果基準 第四 3、財規8条の12第1項3号、連結財規15条の5第1項3号)
 - ▶ 会計処理上、繰延税金資産(負債)の金額の修正は、当期首の金額に対して行われることとされているが(個別税効果実務指針19項)、影響額の注記は、期末時点の一時差異等をベースに算出することとされている(税効果Q&A Q14(2))
 - ▶ 会社計算規則上は、税率変更に係る注記規定はない
 - ▶ 必要に応じて、追加情報として記載することが考えられる

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計

- ②繰越欠損金の繰越控除割合の引下げ -

- ▶ 税務上の繰越欠損金の繰越控除割合の推移は以下のとおりである

H24.3以前 (参考)	現行	H28.3～H29.3	H30.3期以降
100/100	80/100	65/100	50/100

- ▶ 繰越欠損金に繰延税金資産を計上している会社は、将来の解消スケジュールの変更に伴う計上額の変動(減少)の可能性があるので留意する
 - ▶ 税制上は、平成29年度から生じた繰越欠損金から、繰越期間が10年(現行9年)へと延長される

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計

- ③受取配当金の益金不算入に係る改正 -

- ▶ 受取配当金の益金不算入に係る規定の改正は以下のとおりとなっている(変更箇所)

改正前		改正後	
株式保有割合	益金不算入割合	株式保有割合	益金不算入割合
25%以上	100分の100★	1/3超	100分の100★
25%未満	100分の50★	5%超1/3以下	100分の50☆
		5%以下	100分の20☆

- ▶ ★は負債利子控除の対象、☆は対象外
- ▶ 株式保有割合が25%以上、1/3以下のケース(赤点線枠)において、これまでの益金不算入割合の100/100から50/100になることで、留保利益の税効果(繰延税金負債の計上)に影響を及ぼす可能性がある

4. 平成27年度税制改正に係る税効果会計 - 税率変更に係る注記 -

▶ 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正（注記例）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は×××百万円減少し、法人税等調整額が×××百万円、その他有価証券評価差額金が×××百万円、退職給付に係る調整累計額が×××百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は×××百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は×××百万円減少し、法人税等調整額は×××百万円増加しております。

お問い合わせ先

- ▶ 本資料に関するお問い合わせ、ご質問等は下記までご連絡をお願いいたします。

新日本有限責任監査法人 第1事業部 マネージャー

公認会計士 中込 一摩

Mail : nakagomi-kzm@shinnihon.or.jp

- ▶ 参考

- ▶ 新日本有限責任監査法人「企業会計ナビ」

<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/index.html>